

大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定に係る大分地方最低賃金審議会の意見に関する公示

大分労働局一般公示第31号

令和7年10月20日大分地方最低賃金審議会から、標記特定（産業別）最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づきその要旨を下記のとおり公示する。

なお、大分県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、令和7年11月4日までに、大分労働局長（大分市東春日町17番20号大分第2ソフィアプラザビル6階 大分労働局労働基準部賃金室）あて異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年10月20日

大分労働局長 秋山 雅紀

記

大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定に係る大分地方最低賃金審議会の意見の要旨

大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のように改正決定すること。

- 1 適用する地域
大分県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）
 - ハ 手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,066円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月25日